

要望に基づく私道等における配水管整備取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有収率の向上、水圧不足の解消及び利用者の負担公平化を図るため、寒河江市水道事業の給水区域において、住民からの要望に基づき、公道又は私道における、既設の共同管及び複数の既設の給水管に替えて、配水管の布設を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 寒河江市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例32号)第2条第2号に規定する区域をいう。
- (2) 公道 次に掲げる道路をいう。
 - ア 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する道路
 - イ 法定外道路 前号の道路法の適用を受けない道路で寒河江市が管理する道路
 - ウ 国、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路
- (3) 私道 公道以外の道路をいう。
- (4) 配水管 配水池を起点として需要者に配水することを目的として管理者が公道に布設した管をいう。
- (5) 給水管 配水管から分岐して布設した管をいう。
- (6) 共同管 現況が公道又は私有地である土地で、2戸以上に給水するために敷設した給水管をいう。
- (7) 給水装置 需用者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(要件)

第3条 配水管は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に整備する。

- (1) 公道であること。ただし、次に掲げる基準のすべてに適合する法定外道路及び私道については、公道と同等の取扱いを行うものとする。
 - ア 法定外道路又は私道の一端は、市の配水管を布設している公道に接続していること。

イ 配水管を布設しようとする道路は、技術的に施工が可能であり、幅員が1.8メートル以上であること。

ウ 私道においては、登記簿上公衆用道路であり、現に公衆の用に供されていること。

エ 私道においては、配水管が存続する期間、土地所有者が市に対して所有地の無償占用及び維持管理のための無条件使用を承諾していること。

(2) 配水管に切り替えを行おうとする既設の給水管は、布設から30年以上経過していること。

(3) 前号の既設の給水管に接続している給水装置の所有者は、配水管へ接続替えすることに承諾していること。

(4) 既設の給水管の所有者は、既設の給水管の廃止に承諾していること。

(5) 配水管を整備することにより、給水が見込まれる給水戸数が8戸以上であること。

(6) 整備する配水管延長が20メートル以上であること。

(7) 給水装置の使用者及び土地所有者に、水道料金の滞納がないこと。

2 前項の規定に関わらず、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（布設の申請）

第4条 布設替えを要望する者は、あらかじめ代表者を決定し、管理者たる市長に次の書類を提出しなければならない。

(1) 配水管整備要望書（様式1）及び位置図

(2) 土地使用承諾書（様式2）（私道に配水管を整備する場合に限る。）

(3) 給水管廃止承諾書（様式3）

(4) 字図、登記簿謄本（または抄本）及び印鑑証明書（公道又は法定外道路に配水管を整備する場合を除く。）

(5) 給水装置工事申込書（給水装置の新設の申込が必要な場合）

（布設の可否）

第5条 前条の規定により申請がなされたときは、速やかに現地調査や書類審査を行い、予算の範囲内において布設の可否を決定し、代表者に通知するものとする。

2 要望が多数ある場合は、別に定める評価基準による評価得点の多い

ものを優先する。

(費用の負担)

第6条 この要綱に基づき施工する配水管の整備及び既設の給水装置の量水器までの接続に要する費用は、公費で負担する。ただし、給水装置の新設に要する費用は、所有者の負担とする。

(工事完成後の私道の管理)

第7条 この要綱に基づき配水管が整備された私道の管理は、土地所有者又は土地管理者が行う。

2 管理者たる市長は、工事の完成後、私道の状態が配水管の維持管理に支障がある場合は、私道の所有者等に必要な措置を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。